

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十七条―第六十二条の二）」

を「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第五十六条の二―第五十六条の五）第六節 基準該当通所支援に関する基準（第五十七条―第六十二条の二）」

「第

第

第五

第

第

第

第

に、「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第八十条―第八十二条）」を「

五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第七十九条の二）

六節 基準該当通所支援に関する基準（第八十条―第八十二条）

章 居宅訪問型児童発達支援

一節 基本方針（第八十二条の二）

に、「第五章」を「

二節 人員に関する基準（第八十二条の三・第八十二条の四）

三節 設備に関する基準（第八十二条の五）

四節 運営に関する基準（第八十二条の六―第八十二条の九）

」

第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第一条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号、第二十一条の五の十七第一項第一号及び第二号」に、「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改める。

第二条第一号中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改め、同条第五号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同条第十号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改め、同条第十二号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、第八十二条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第三条第三項中「第二十一条、第五十条及び第七十四条において」を「以下」に改める。

第六条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員（奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第二十九条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

） 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第二号中「奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六条第三項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「（児童福祉施設基準条例第二十九条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「指導員又

は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十九条第一項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第五十条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十一条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

第五十二条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第五十七条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第六十条中「前節」を「第四節」に改める。

第六十一条中「（指定障害福祉サービス基準等条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」、「（指定障害福祉サービス基準等条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「（指定障害福祉サービス基準等条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十二条中「指定通所介護事業者（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第百条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「（指定居宅サービス等基準等条例第百三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を削る。

第六十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第一百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十一条第一項に規定する通いサービスをい

う。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ）」に改め、同条第一号中「（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第二章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第五十六条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準等条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第六十一条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準等条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準等条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十六条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第六十二条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準等条例第一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）

（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準等条例第百三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第六十二条第一号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準等条例第百条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十六条の四

共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者

（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」（第六十二条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）

又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。

以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十二条の二において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準等条例第九十六条の二に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準等条例第五十条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準等条例第五十九条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第七十九条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十二条の二において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十二条の二において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以

下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第六十二条の二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第五十六条の五 第五条、第八条、第九条及び前節（第十二条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六十四条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十一条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第七十二条中「第二十七条」の下に「（第四項及び第五項を除く。）」を加え、「第四十九条第一項」を削り、「第六十八条」と、「」の下に「第二十七条第一項及び」を加え、「第五十五条第二項第三号」を「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号」に改める。

第七十四条第一項第一号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第七十四条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十八条の二を削る。

第七十九条中「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「、第五十三条」を「及び第五十三条」に、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十八条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第十五条第二項第二号」に改める。

第八十二条中「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「、第七十八条」を「及び第七十八条」に改め、「及び第七十八条の二」を削る。

第四章第五節を同章第六節とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

第七十九条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十六条の四まで、第七十三条及び第七十八条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第九十一条第一項中「並びに第八十四条第一項」を「、第八十二条の三第一項並びに第八十四条第一項」に、「第八十四条第一項中」を「第八十二条の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十四条第一項中」に改める。

第六章を第七章とする。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 第八十二条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。
第八十七条から第八十九条までを次のように改める。

第八十七条から第八十九条まで 削除

第九十条中「第二十五条」の下に「、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条」を加え、「から第五十一条まで、第五十二条第一項及び」を「、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、」に改め、「第五十六条まで」の下に「、

第七十一条の二及び第八十二条の六から第八十二条の八まで」を加え、「第八十九条」を「第九十条において準用する第八十二条の八」に、「第八十八条」と、「第二十八条」を「第九十条において準用する第八十二条の七」と、「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第九十条において準用する第八十二条の七第二項」と、「第二十七条第一項及び第二十八条」に改め、「体制」と」の下に「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第八十二条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十二条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行

う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

- 3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第八十二条の四 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第八十二条の三第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第八十二条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の内装等については、木が安らぎを与える効用及び断熱性、調湿性等に優れた性質を有することに鑑み、木材の利用に配慮するものとする。

第四節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第八十二条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第八十二条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達

支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならぬ。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第八十二条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

（準用）

第八十二条の九 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八

条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十六条まで及び第七十一条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十二条の八」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第八十二条の七」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十二条の七第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第六条（第三項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、この条例による改正後の奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第五十七条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、改正後の条例第五十七条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。